

## 平成二十六年内閣官房・総務省令第一号

消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律第十一条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則

消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成二十五年法律第二百十号)第十条第一項の規定を実施するため、及び消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律第十一条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令(平成二十六年政令第二百六号)第一項の規定に基づき、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則を次のように定める。

## (兼職の請求)

**第一条** 一般職の国家公務員による消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律第十一条第一項に規定する求めは、別記様式第一号の兼職請求書でしなければならない。

**第二条** 所轄庁の長(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の職員にあつては、当該職員の勤務する行政執行法人の長)は、一般職の国家公務員の兼職に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

## 一 兼職を認めた年月日

二 一般職の国家公務員の氏名及びその占める官職並びにその適用を受けける俸給表の種類及びその属する職務の級

## 三 兼職先及びその階級名

## (職務専念義務免除の承認の請求)

**第三条** 消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律第十一条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令第一項に規定する承認の請求は、別記様式第二号の職務専念義務免除承認請求書でしなければならない。

この命令は、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 附 則

房・総務省令第一号)  
附 則 (平成二七年三月三一日内閣官

この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日内閣官房・総務省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二十五日内閣官房・総務省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

## 別記様式第二号

別記様式第一号	
兼職請求書	
(注意) □のついた項目は選択する□の中に印を入れ、また数字は箇用数字で記入してください。	
(所轄庁の長) ..... 部 令和 年 月 日	
(請求者) 消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律第十一条第一項の規定により所轄庁の長の認めを受けています。	
1. 請求者について	
氏名 (ふりがな)	姓 生年月日 年 月 日
現住所	
2. 兼職について	
所属組織名	職務内容と責任の範囲
所長(役職名)	
兼職会社名	
兼職会社の役職名	
勤務時間	時 分から 時 分まで 平日: 8時30分~17時30分 1日: 8時30分~17時30分
休憩時間	時 分から 時 分まで 平日: 12時30分~13時30分 1日: 12時30分~13時30分
3. 兼職年数について	
勤務登録名	登録年数
勤務年数	登録年数
勤務年数	登録年数
上記の兼職を認めます。	
令和 年 月 日	
(所轄庁の長) .....	

別記様式第二号	
職務専念義務免除承認請求書	
(所轄庁の長) ..... 部 令和 年 月 日	
(請求者) 氏名:	
消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律第十一条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令第一項の規定により所轄庁の長の認めを受けています。	
予定期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
上記の職務専念義務の免除を承認する。	
令和 年 月 日	
(所轄庁の長) .....	